

個人情報保護法（仮称）と公衆衛生活動

前田 光哉
前 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室

・個人情報保護法（仮称）をめぐる今までの経緯

近年、情報通信技術（IT）の進展により、電子化された個人情報をインターネットなどの情報通信ネットワークを介して大量かつ迅速に収集・提供することができるようになり、プライバシーを含む個人情報の保護の必要性が高まってきつつある。

このため、内閣に設置された高度情報通信社会推進本部は、平成 10 年 11 月 9 日に「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を定め、電子商取引などの推進のためには、個人情報の保護について、民間による自主的取り組みを促進するとともに、法律による規制も視野に入れた検討を行っていくこととした。なお、高度情報通信社会推進本部は、平成 12 年 7 月 7 日に、「IT 戦略本部」と名称変更し、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の施行により、平成 13 年 1 月 6 日より「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」に名称変更された。

平成 11 年 4 月には、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」を実行に移すためのアクション・プランが決定された。これに基づいて、政府は高度情報通信社会推進本部の下に個人情報保護検討部会を平成 11 年 7 月に設置し、同年 11 月に同部会は「我が国における個人情報保護システムのあり方について（中間報告）」を取りまとめた。この報告において、我が国の個人情報保護システムの中核となる基本原則等を確立するため、全分野を包括する基本法を制定することが必要であり、法制的な観点からの専門的な検討のために体制を整備すべきとの指摘がなされたところである。

この中間報告を受けて、政府は基本的な法制について具体的な検討を進めることを決定し、平成 12 年 1 月 27 日に高度情報通信社会推進本部の下に「個人情報保護法制化専門委員会」（以下、「専門委員会」という）を設置した。専門委員会は、法制化に向けての専門的な検討を行うため、弁護士、大学法学部教授といった法曹関係者を中心に 9 名で構成され、2 月 4 日から 10 月 11 日まで、28 回にわたって開催された。同委員会においては、厚生省、大蔵省、郵政省などの個人情報を取り扱う官庁や、

賛助（寄付）団体（敬称略、順不同）

（財）日本対がん協会	（財）大阪対ガン協会
明治生命保険相互会社	朝日生命保険相互会社
住友生命保険相互会社	日本生命保険相互会社
第一生命保険相互会社	
アメリカンファミリー生命保険会社*	
（財）大同生命厚生事業団	総務省郵政企画管理局
三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レリオ株式会社	日本ロシュ株式会社（関西）
伏見製薬株式会社	武田薬品工業株式会社
大鵬薬品工業株式会社	エーザイ株式会社
日本ワイズレダリー株式会社	堀井薬品工業株式会社
大塚製薬株式会社	塩野義製薬株式会社
ノバルティスファーマ株式会社*	
シェリング・プラウ株式会社	日本ロシュ株式会社（本社）
ファルマシア・アップジョン株式会社*	
株式会社ウイッツ	(*印は2口)

日本医師会、日本疫学会、地域がん登録全国協議会といった、個人情報に関係する団体に対し、現在どういう個人情報を扱い、どのような基本法制が必要かについてのヒアリングを実施した。

その後、専門委員会は、平成 12 年 6 月に「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」を首相官邸ホームページに公表して、パブリックコメントを求めるとともに、関係団体や関係省庁から再度ヒアリングを行って調査審議を行った結果、「個人情報保護基本法制に関する大綱」（以下、「大綱」という）を決定したところである。

その大綱を基に、内閣官房個人情報保護担当室において、法案の立案作業が進められ、平成 13 年 3 月 27 日に政府は「個人情報の保護に関する法律（案）」を第 151 回国会に提出した。しかし、個人情報保護法案については、与野党ともに慎重な審議を求める声が強く、首相の交代に伴う政治空白があったこともあり、審議日程の確保が困難であったため、同国会における採決は見送られ、継続審議となったところである。

目次

報告	1	第 1 回 APOCP 学術総会案内	9
賛助団体紹介	1	第 23 回 IACR 参加案内	10
登録室便り	6	編集後記	10
がん登録研修参加記	7	関連学会一覧	10
第 10 回総会研究会案内	8		